

L R T 沿線における屋外広告物の規制・誘導について

◎ 趣旨

先行整備される J R 宇都宮駅東側の L R T 沿線における屋外広告物規制について、今後の規制誘導の方向性と進め方について報告するもの

1 目的

新たな景観が創出される L R T の沿線においては、整備に伴い自家用外の屋外広告物（野立広告物等）掲出の新たな需要が想定されることから、L R T が走る美しい景観、車窓からの美しい眺望を保全・創出するため、L R T 沿線の屋外広告物の規制・誘導方策について検討する。

2 L R T 沿線の自家用外広告物の課題と規制誘導の考え方（案）・・・別紙

	規制の現状	L R T 沿線の広告物の掲出状況	想定される課題	
市街化区域	第 2 種許可地域 第 3 種許可地域	国道 4 号線より東側やゆいの柱に数件掲出されている。	沿線への広告物の掲出により沿道景観への阻害が考えられる。	特に、停留場周辺や交差点付近において
市街化調整区域	第 1 種許可地域 沿道型許可地域	新設軌道であるため掲出はないが平石地区内の向田線沿いなどに掲出がみられる。	高架区間が多くを占め、広告物が掲出されることにより、眺望や田園風景が阻害される可能性が大きい。	新たな広告物の掲出が想定される。



【規制誘導の考え方】

全国初の新設軌道である L R T にふさわしい魅力ある景観を保全・創出し、次代に継承していくためには、基本的に広告物は掲出されないことが望ましいため、L R T 沿線の広告物の規制・誘導を図る。

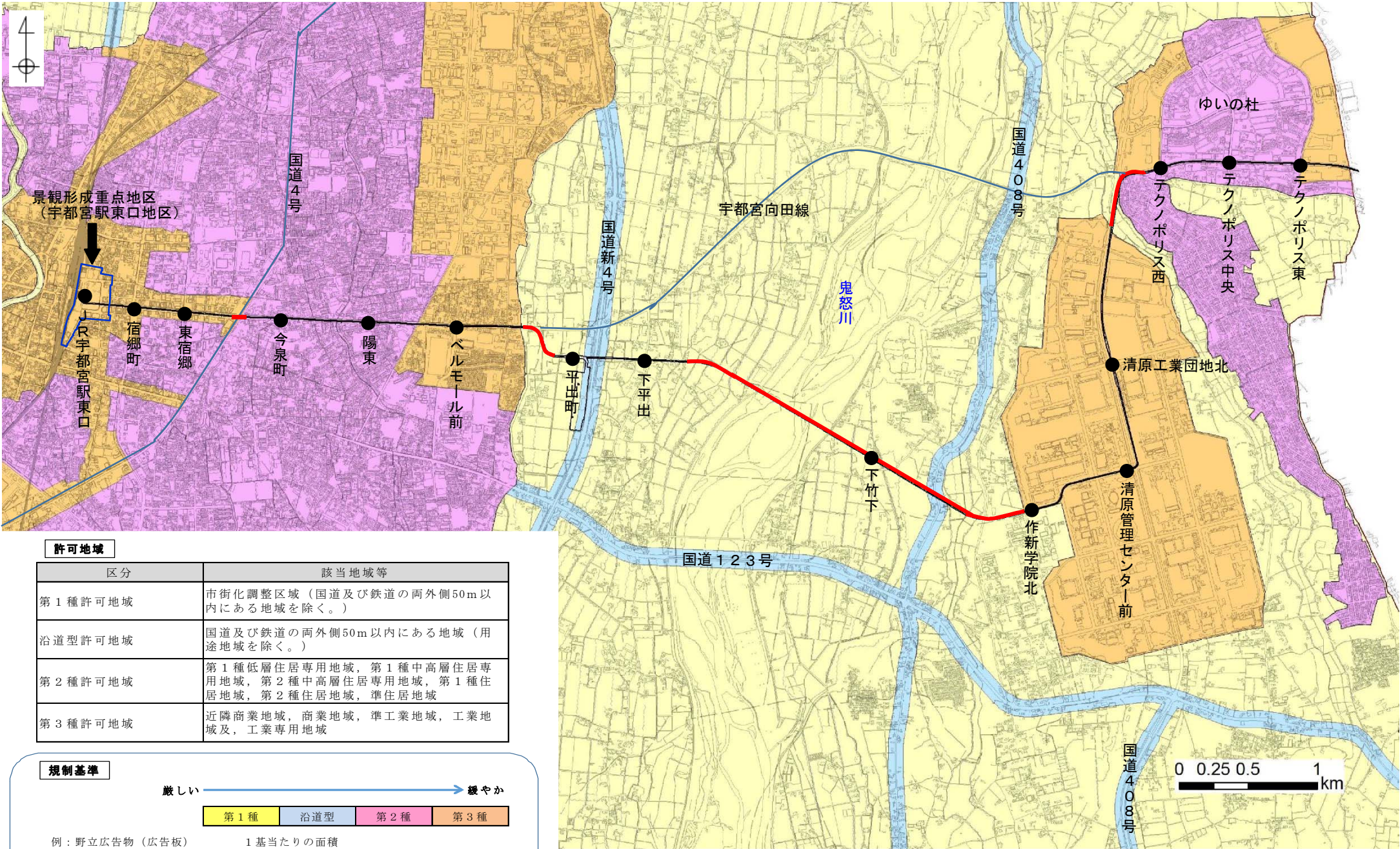
3 既に許可を受けている広告物の経過措置

条例改正前に許可を受けている屋外広告物については、経過措置を設ける

⇒ ・許可期間が最大 3 年間のため、改正条例施行から 3 年間は表示できることとする。

4 今後の取り組み

関係団体へのヒアリングや景観審議会において意見を伺いながら、規制・誘導方策を検討する。



許可地域	
区分	該当地域等
第1種許可地域	市街化調整区域（国道及び鉄道の両外側50m以内にある地域を除く。）
沿道型許可地域	国道及び鉄道の両外側50m以内にある地域（用途地域を除く。）
第2種許可地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及、工業専用地域

規制基準

厳しい ← → 緩やか

第1種	沿道型	第2種	第3種
-----	-----	-----	-----

例：野立広告物（広告板） 1基当たりの面積

第1種	10㎡以内	沿道型	20㎡以内	第2種	20㎡以内	第3種	30㎡以内
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

敷地内独立広告物（広告板） 1基当たりの面積

第1種	10㎡以内	沿道型	20㎡以内	第2種	30㎡以内	第3種	40㎡以内
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

— 高架区間